

# 半田市職員の懲戒処分の公表基準

## 第1 公表の対象

次のいずれかに該当する懲戒処分（地方公務員法第29条に基づく懲戒処分（免職・停職・減給・戒告））は、公表するものとする。

また、懲戒処分事案に関連して懲戒処分以外の措置（文書訓告・口頭注意）が行われた場合、これも併せて公表する。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職にあたる懲戒処分

## 第2 公表の内容

- (1) 原則として、被処分者の所属、役職、年齢、処分内容、処分理由及び処分年月日を公表する。
- (2) 懲戒処分のうち免職については、原則として、氏名も公表する。

## 第3 公表の例外

- (1) 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある等、上記第1及び第2によることが適当でないと認められる場合は、第1及び第2の規定にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。
- (2) 社会的な影響を考慮し、公表することが適当であると認められる場合は、懲戒処分以外の措置（文書訓告、口頭注意）のみ行われた場合についても公表するものとする。

## 第4 公表の時期及び方法

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。なお、その方法は、原則として記者クラブへの資料提供により行うものとする。

### 附 則

この基準は平成17年4月1日から実施する。

### 附 則

この基準は平成18年10月1日から実施する。